

## 春日井市ピロリ菌検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施するピロリ菌検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 検査の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 検査を受けようとする日の属する年度において20歳となる者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者

2 前項の規定に該当する者であっても、胃部エックス線撮影、内視鏡等の検査を受け、診断が確定し受療中の者及び経過観察中の者は、検査の対象者とならない。

### (受診方法)

第3条 市長は、前条の対象者に市長が定める月に、検査受診券を交付するものとする。

2 検査を受けようとする者は、受診する医療機関（市長が実施場所として指定する医療機関に限る。）に検査受診券を提出するものとする。

### (検査料)

第4条 検査を受けようとする者は、検査に係る実費の一部を負担するものとする。

2 前項の検査に係る実費の一部の額は、500円とする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。